

川越市教育委員会第15回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 令和7年3月24日 午後2時25分
- 3 閉 会 令和7年3月24日 午後3時50分

4 教育長並びに出席した委員

新保正俊 長谷川均 飯島希 岡本絃子

5 欠席委員 なし

6 教育長の職務を行った者 教育長 新保正俊

7 説明のため出席した者

(教育総務部)

- ・ 部長 佐藤喜幸
- ・ 副部長兼教育総務課長 佐藤利貞
- ・ 教育財務課長 水村将晃
- ・ 地域教育支援課長 吉野泰弘
- ・ 文化財保護課長 齊木隆
- ・ 参事兼中央公民館長 小熊政彦
- ・ 中央図書館長 羽生田奈々絵
- ・ 参事兼博物館長 中里良明

(学校教育部)

- ・ 部長 岡島一恵
- ・ 副部長兼学校管理課長 西貝俊哉
- ・ 参事兼教育指導課長 早川美彦
- ・ 学校給食課長 宮沢茂
- ・ 参事兼教育センター所長 嘉手川満
- ・ 市立川越高等学校事務長 松本秀規
- ・ 学校教育部参事 石田秀樹

(文化スポーツ部)

- ・ 副部長兼文化芸術振興課長 奥富和也

8 前回会議録の承認

令和6年度第14回定例会会議録を承認した。

9 議題及び議事の概要

- 議案第47号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したこと
の承認を求めることについて

(非公開)

○議案第48号 川越市教育委員会職員人事について

(非公開)

○議案第49号 川越市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程を定めることについて

(副部長兼教育総務課長)

制定改廃の必要性について、教育委員会内で専決事項及び専決権者の見直しを行い、今回上程した改正事項に関して、文書事務の効率化及び意思決定の迅速化を図るため、規定の整備をしようとするものである。

1つ目の改正事項として、これまで教育長の専決事項としていた「会計年度任用職員の採用、退職及び給与の決定に関すること」を、教育総務部長の専決事項に変更しようとするものである。

2つ目の改正事項として、これまで教育長の専決事項としていた「学童保育室児童の入室許可」及び川越市学童保育室条例施行規則第9条第3項「特別な事由がある場合の学童保育料の減額又は免除の決定」を除いた、「学童保育室保育料の減額又は免除の決定に関すること」を、教育財務課長の専決事項に変更しようとするものである。

効果について、今回の改正により、事務処理の効率化・迅速化を図ることができる。

施行日については、令和7年4月1日としようとするものである。

(委員)

今回改正する事項について、教育長専決であったときはどのように非効率であったか伺いたい。

(副部長兼教育総務課長)

教育委員会内で任用している会計年度任用職員数は800名を超えるが、その事務処理を全て教育長が処理していたため、場合によっては決裁までに時間を要していたこと、また採用までの期間が短く、担当者の処理は終わっているが、管理職の事務処理が滞ってしまうことが見受けられた。そのようなことから、今回、市長部局にならい教育総務部長の専決事項としたところである。

(委員)

会計年度任用職員の採用について、この改正によって教育長まで報告されるのか伺いたい。

(副部長兼教育総務課長)

教育長の判断を仰ぐ場合もあるかもしれないが、定例的な案件につい

ては、教育総務部長の専決とするものである。
(全員異議なく原案どおり決定)

○議案第51号 川越市公民館運営審議会委員を解職することについて
(非公開)

○議案第52号 川越市いじめ問題対策委員会委員を委嘱することについて
(非公開)

10 報告事項

(1) 次期川越市教育振興基本計画策定に係るアンケート調査結果の報告書(案)について
(副部長兼教育総務課長)

報告書(案)については、教育委員会第14回定例会にて報告した内容に、分析を加えている。

「児童生徒調査の結果について」では、小学校、中学校、市立川越高等学校及び特別支援学校において、校種別の意識や考え方についての違いを比較している。

「共通設問の比較について」では、保護者、教員、市民、それぞれに共通または関連する設問から、教育に係る取組や課題等についての捉え方の違いを比較している。

「令和元年度の調査結果との比較」においては、これらの共通する設問について、第三次川越市教育振興基本計画の策定にあたって実施した調査結果との比較を行い、この5年間で、保護者、教員、市民の意識がどのように変化したのか、あるいは変化していないのかについて比較している。

なお、児童生徒については、令和元年度には調査を実施していないため、比較対象外としている。

「アンケート調査結果から見える状況」では、本報告書の主な調査結

果についてまとめている。

本報告書については、令和6年度中に公表することとして所要の事務を進め、今後、教育に対する課題やニーズについての評価を行った上で、次期川越市教育振興基本計画策定にあたっての基礎資料とする。

(委員)

アンケート結果から次期教育振興基本計画の中に盛り込みたい項目などはあるか伺いたい。

(副部長兼教育総務課長)

過去5年間と現在との比較をしたときに、皆さんの捉え方があまり変わっていないような傾向が見えた。

この5年間で様々な施策に取り組んできたが、その取組が十分だったからその意識が変わらなかったのか、それとも取組が不足していたからその意識が変わらず、それを課題や問題として捉えていたのかなどの検討をこの調査結果から進められると考えている。

(委員)

保護者と市民のアンケートを並べている部分で、「小・中学校のお子さんに対してどのような役割をはたすことを期待するか」の項目で、思いやりや優しさなど豊かな心を育てるという回答については市民の方が保護者より多かった。

また、「生きがいや将来の夢を育むことや個性を伸ばすこと」の項目でも保護者より市民の回答が多かった。

市民の回答者の年齢層が高いことを考えたときに、思いやりや優しさ、生きがいや将来の夢を持っている人と持っていない人で生き方が違うことが読み取れ、それを持つことを子どもにも期待していることが読み取れた。短期間の教育に限らず、今後人生100年の中で「生きがい」を持つことが重要であると考えられるので、次期教育振興基本計画の中にも盛り込むことを検討してほしい。

併せて、アンケート結果の中で「そう思わない」の回答が多い項目についても今後の検討について役立ててほしい。

(教育長)

アンケート調査の質問事項に、現在の教育振興基本計画で掲げる施策の成果を確かめるような質問を検討する必要があると思うがどうか。

(副部長兼教育総務課長)

施策単位においても取組の分析や評価を行っているものもあるので、それらの分析や評価なども、今回の調査結果に併せて、次期計画策定に生かしていけるように努めていきたい。

(2) 第4回川越市立小中学校適正規模・適正配置審議会について

(副部長兼学校管理課長)

2月4日に実施した第4回会議の概要だが、まず①適正規模の考え方については、本市における適正規模の基準について、これまでの経緯や文部科学省が発出した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に示されている望ましい学級数の考え方を説明し、市立小中学校の適正規模及び適正規模の範囲外の区分について審議いただいた。審議の結果としては、資料記載のとおりとなった。

次に、②地区内1小1中の5地区については、地区内1小1中の各地区において、小中一体化に向けてどのような課題が想定されるかを審議いただいたが、1地区ごとに検討していくよりも5地区まとめて検討の方が議論しやすいと思われるため、次回以降に再度審議することとなった。

最後に、今後の審議会の予定について、令和7年度も令和6年度と同様に4回の開催を予定しており、審議内容については、市内を本庁及び市民センターごとの12地区に分け、地区ごとに小中学校の適正規模・適正配置について審議を進める予定である。

(学校教育部参事)

適正規模の考え方について補足するが、過小規模については、平成27年度に学校教育部内で適正規模を検討した際に出した一つの形である。当時の文部省が示した学校の規模の基準にのっとっているものである。

るが、大規模に関しては本市の実情に合わせて多少改変している。

過小規模や小規模を分けた部分については、小学校を基本として少なくとも複式学級が生じないようにしたところである。

大規模については、文部省の基準では、小学校で25から30の学級数を大規模、31以上を過大規模としていたが、本市の実情を見ても、ここ10数年で25を超えることはほぼない。30までが大規模で31を超えたら、過大規模だということを中学校に当てはめると、現実とかけ離れてしまうということで、中学校は多くても24までで、25以上になるような場合があったら、過大規模として早急な対応が必要だという認識にしていくということでこのような結果となった。

(教育長)

1小1中の5地区の小中一体化について、子どもに視点を置いた対策か社会資本の面で学校数を統合し減らすことに視点を置いた対策かを伺いたい。

(学校教育部参事)

これまで庁内会議のあり方検討委員会で議論してきたが、児童生徒の減少が進んでいくと、クラスの編成数が少なくなる。そのことに対処していくことを考えたときに、社会資本マネジメント的な考え方で適正な施設量を提供するというようなことはあるが、適正規模の範囲外になったとしても、学校の地域で持つ役割や各市民センター管内の成り立ち等を踏まえた場合、やはり1地区に小学校、中学校というものがあってしかなるべきだろうと考えている。

小学校、中学校とも小規模化してしまったときに、学校という施設の規模として、例えば小学校で6学級、中学校で3学級ということになると、学年内での人間関係や交流、切磋琢磨という社会性を育むことにおいて、機能的に難しい部分が出てくる。そのような課題に対し、小中一体化することで多少年齢の離れた児童生徒同士の交流によって社会性の育成を図ろうということで、小中一体化を一つのモデルとして示したものである。

審議会の中で、方向性については妥当との結論を得ているが、実際の5地区で進めていくときに、地区によって様々な課題がでてくると考えている。外形的に見て、学校の規模や経過年数、残りの年数がある施設を、何年後を目安に一体化していくというようなことに対し、具体的な疑問点について審議会で審議いただいている状況である。

(委員)

検討している5地区とはどこの地区か伺いたい。

(副部長兼学校管理課長)

芳野地区、山田地区、古谷地区、福原地区、川鶴地区の5地区である。

(3) 学校における働き方改革基本方針の変更について

(副部長兼学校管理課長)

令和5年4月に策定した本市の基本方針について、埼玉県の基本方針の改定に基づいて、期間を1年延長し、令和8年3月31日までとしようとするものである。

今後、埼玉県の基本方針の改定に基づき、令和7年度中に、本市の基本方針も見直す予定である。

(4) 川越市立中学校における部活動地域連携・地域移行推進計画について

(参事兼教育指導課長)

本計画においては、部活動の地域連携・地域移行を推進するための必要性、方向性、スケジュール、取組などを盛り込んでいる。

本市が目指す方向性について、「令和8年度(3年生の大会等終了後)から、川越市立中学校における部活動について、休日及び平日を含めた地域クラブ活動への移行を進める」とした。

今後のスケジュールについて、令和8年度から令和10年度までを「改革実行期間(前期)」、令和11年度から令和13年度までを「改革実行期間(後期)」とし、部活動の地域移行を進めていく予定である。

今後は、本計画に基づき、市長部局と教育委員会が一丸となって様々な取組を進めていくが、各学校への説明を行うとともに、ホームページ等により、保護者や地域へ周知していく。

(委員)

令和8年度の3年生の大会終了後からということで、現在の中学1年生、中学2年生は地域移行にかからない学年となるか伺いたい。

(参事兼教育指導課長)

そのとおりである。

(教育長)

計画のスケジュールに関して、令和8年度から令和10年度までを改革実行期間として、休日から地域移行を開始していき、次の令和11年から13年度は、前期3年間の結果をもとに、休日の確実な定着、平日のあり方についての考え方をまとめていくとあるが、特にこの令和11年から令和13年度にかけて、前期よりもさらに進むところは何か伺いたい。

(参事兼教育指導課長)

部活動の地域連携、地域移行については、他市町村の状況や国の動きを注視してきたが、課題の多い取組であると捉えている。

他市町村の状況などを鑑みながら、川越市としての動きは止めないでいくことが基本的な考え方である。

前期の計画を進める中でたくさんの課題が出てくると思うので、後期中で少しずつ解決策を見いだしながら、持続可能な形にしていきたいと考えている。

(委員)

今春に小学校に入学する子どもたちが中学校に進学する際には、中学校には部活動がないという理解でよいか。

(参事兼教育指導課長)

今の部活動が地域に移行し、地域スポーツとなる見込みである。

(委員)

現在のクラブチームに入っていることと、地域移行した後の中学校の部活動に入っていることは違うことなのか伺いたい。

(参事兼教育指導課長)

部活動の地域移行については、教員でやっている部活動の仕組みを変えていく取組である。市内にはたくさんのクラブチームがあり、そのような状況の中で子どもたちの選択肢をたくさん設けていくことが重要であると考えている。

中学校の部活動で活動している生徒が地域クラブで活動することができるようにすること、既存の部活動の指導者を地域の指導者に変えること、現在この2つの方向性を考えている。

(教育長)

地域移行に関しては、クラブチームに所属している子についてはクラブチームに専念していいという考えなのか伺いたい。

(参事兼教育指導課長)

子どもたちに多くの選択肢を示すことが重要であると考えている。

色々な選択肢を設け、自分で選べるようにすることが地域連携、地域移行の本質的な部分であると捉えている。

(委員)

地域のクラブチームに所属する場合、中学校の部活動に加入する必要はないのか伺いたい。

(参事兼教育指導課長)

子どもが両方に所属したいということであれば、それは自由であると考えている。

ただ、クラブチームに専念したいのであれば、学校の部活動は任意加入制のため、参加しなくても構わないということになっている。

(教育長)

モデル事業が計画の中に示されていないが、計画について伺いたい。

(参事兼教育指導課長)

モデル地域を選定する際に、そのモデル地域で何をやりたいのかをし

っかりと示していくことが必要であると考えている。

本市には22校の中学校があるので、地域性などの検討を行いながらモデル地区について選定していきたいと考えている。

(教育長)

文化芸術活動について、既に受け入れる体制があるように感じるが、希望する生徒が入れば、休日のクラブ活動として参加できるのか伺いたい。

(文化芸術振興課長)

子どもの選択肢を広げることが重要な目標であると考えている。

そのような中で、既存の地域クラブ活動を実際に行っているところもあるので、上手く活用しながら推進計画に基づいて丁寧に一つ一つ着実に進めていきたいと考えている。

(委員)

事業内容の管轄について伺いたい。

(参事兼教育指導課長)

地域連携に関わる取組については教育委員会の管轄となる。地域クラブ活動への移行に係る取組のうち、特に地域クラブの移行に向けた実証事業については文化スポーツ部の管轄となる。

1.1 その他

- (1) 議事に先立ち、議案第50号「川越市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を定めることについて」を取り下げることとする動議について、全出席委員が承認し取り下げが認められた。
- (2) 議案第47号、議案第48号、議案第51号、議案第52号は性質上公開になじまない事務事業に関する情報にあたることから、これらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取り扱うこととした。
- (3) 議案第47号については関係理事者（教育総務部長、学校教育部長、教育総務課長、学校管理課長）のみで、議案第48号については関係理

事者（教育総務部長、学校教育部長、教育総務課長）のみで審議することに決定した。

- (4) 議案第47号及び議案第48号は、人事に関する案件であることから審議順を変更し、「その他」終了後に議案第47号及び議案第50号の順番で審議することについて、各委員承認し日程を変更することになった
- (5) 報告事項(2)の関係者として学校教育部参事の出席について、報告事項(4)の関係者として文化芸術振興課長の出席について、それぞれ全委員が承認し、出席が認められた。
- (6) 会議録の署名委員として飯島委員、岡本委員が指名された。
- (7) 次回教育委員会は、令和7年4月16日（水）午後2時開会に決定した。